

ご相談ください

済生会は「済生（生命を救う心）」を原点とする公的医療機関であり、社会福祉法人です。社会福祉法に規定されている無料低額診療事業を行っています。



無料低額診療とは？

経済的な理由などで必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、医療費を無料または一部を免除して、診療を行うことです。



医療費のお支払いについてご相談のある方はお気軽に声掛けください。

● お問い合わせ先 ●

済生会今治病院 本館1階 総合医療支援室
今治市喜田村7丁目1番6号

TEL(0898)47-2500

済生会今治第二病院 1階 医療福祉連携室
今治市北日吉町1丁目7番43号

TEL(0898)23-0100

医療ソーシャルワーカーまでご連絡ください。

※相談は無料です。秘密は厳守いたします。

無料低額診療事業について

当院は社会福祉法人であり、社会福祉法第2条3項の規定により無料低額診療事業を行っています。

● 無料低額診療事業の目的は ●

病気やけがにより生計困難をきたす恐れのある方、経済的理由により必要な医療を受けることができない方を対象に医療費の一部またはすべてを免除し、安心して医療を受けていただくための事業です。

● どのような方が対象になる可能性がありますか ●

- 生活保護基準に該当もしくはそれを若干上回る方
- 市町村民税非課税世帯の方、短期国民健康保険証をお持ちの方
- 無保険の方
- 行路病人（行き倒れ）およびホームレス
- DV（ドメスティック・バイオレンス）、失業等で診療費の支払いが困難な方
- その他経済的理由により診療費の支払いが困難な方

● 制度を利用するにはどうすればいいのですか ●

まずは医療ソーシャルワーカーまでご連絡ください。

ご相談をお受けした後、院内規定により必要書類を作成し減免申請を行います。

※必要に応じて収入や支出のわかる明細を確認させていただきます。

● 免除の範囲は ●

- 診療費（入院・外来）
- 保険外診療の内、当院で定めたもの
- その他必要と認めるもの

● お問い合わせ先 ●

清生会今治病院 本館1階 総合医療支援室

今治市喜田村7丁目1番6号

TEL(0898)47-2500

清生会今治第二病院 1階 医療福祉連携室

今治市北日吉町1丁目7番43号

TEL(0898)23-0100